

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

|    |                                   |    |
|----|-----------------------------------|----|
| 規則 | 〇福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則            | 二二 |
| 告示 | 〇国民健康保険組合の規約の変更を認可した件             | 二二 |
|    | 〇生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件      | 二二 |
|    | 〇生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件  | 二三 |
|    | 〇生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件   | 二三 |
|    | 〇生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件   | 二三 |
|    | 〇大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件          | 二三 |
|    | 〇大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 | 二三 |
|    | 〇土地改良法により換地処分をした件二件               | 二四 |
|    | 〇保安林の指定をする予定である件二件                | 二四 |
|    | 〇道路の区域を変更する件                      | 二四 |
|    | 〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件             | 二五 |
| 公告 | 〇争議行為を行う旨通知があった件                  | 二五 |
|    | 〇一般競争入札を行う件                       | 二六 |

## 規 則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

福島県規則第六号

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中、「生年月日及び性別」を削る。

第一号様式中「~~年齢以上の~~刑」を「拘禁刑」に、「~~罪及び刑~~」を「罪」に改める。

### 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 第一号様式の改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の福島県建築士法施行細則第一号様式（次項において「改正前の様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の第一号様式により提出された申請書とみなす。

3 第一号様式の改正規定の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（建築指導課）

## 告 示

### 福島県告示第三百三十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、福島県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更について、令和七年二月十八日次のおり認可した。

令和七年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

### 一 変更事項

組合の地区に係る事項

### 二 変更の内容

組合の地区に千葉県習志野市を加える。

（国民健康保険課）

### 福島県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

|     |              |     |                |       |          |
|-----|--------------|-----|----------------|-------|----------|
| 名 称 | 尾股整形外科医院     | 所在地 | 白河市立石一二四       | 指定年月日 | 令和七年一月一日 |
|     | 松本歯科医院       |     | 南相馬市原町区錦町一丁目八一 |       | 同日       |
|     | ハシドラッグ伊達箱崎薬局 |     | 伊達市箱崎字布川八九番地   |       | 同年二月一日   |

(社会福祉課)

福島県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

| 名 称            | 所 在 地                   |                   |
|----------------|-------------------------|-------------------|
|                | 変 更 前                   | 変 更 後             |
| にいでら診療所        | 会津若松市門田町大字飯寺字村東六一六番地二七号 | 会津若松市飯寺南一丁目一四番一六号 |
| 入澤泌尿器科内科クリニック  | 会津若松市門田町大字日吉字丑淵一一番二二号   | 会津若松市飯寺南一丁目二番六号   |
| 飯寺ファミリー歯科クリニック | 会津若松市門田町大字飯寺字村東一〇八〇―四   | 会津若松市飯寺南二丁目一五番二三号 |

(社会福祉課)

福島県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

|     |                       |       |                  |       |           |
|-----|-----------------------|-------|------------------|-------|-----------|
| 名 称 | 長峯歯科医院                | 所 在 地 | 会津若松市住吉町三二一九     | 廃止年月日 | 令和六年一月二二日 |
|     | みんなのかりつけ訪問看護ステーション須賀川 |       | 須賀川市大袋町六四        |       | 令和七年一月三一日 |
|     | 塩川松崎歯科医院              |       | 喜多方市塩川町字東栄町一八八一七 |       | 令和六年二月三〇日 |

(社会福祉課)

福島県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

|     |            |       |               |       |          |
|-----|------------|-------|---------------|-------|----------|
| 名 称 | 医療法人富岡中央医院 | 所 在 地 | 双葉郡富岡町中央二丁目一〇 | 再開年月日 | 令和七年一月七日 |
|-----|------------|-------|---------------|-------|----------|

(社会福祉課)

福島県告示第百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年三月七日から同年七月七日まで福島県商工労働部産業振興

総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハードオフ福島南店・福宝福島店 福島県福島市鳥谷野字扇田六十五番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 有限会社シミズ  
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 泰崇  
住所 福島県福島市鳥谷野字箱六番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社エコプラス  
代表者の氏名 代表取締役 今井 茂  
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三百八番  
名称 株式会社福宝  
代表者の氏名 代表取締役 石塚 福栄  
住所 新潟県新潟市南区根岸千五百十一番  
令和七年十月二十六日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和七年十月二十六日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千二百八十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 四十五台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 七台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 七十・〇平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 七・〇立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 株式会社エコプラス

開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後八時  
株式会社福宝

- (二) 開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後八時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後八時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 三箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午前八時三十分まで
- 七 届出年月日  
令和七年二月二十五日

(一別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百四十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年三月七日から同年七月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル伊達保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三十番一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)トリアル伊達上保原店  
(変更後) スーパーセンタートリアル伊達保原店
- 三 変更した年月日  
令和五年三月二十一日
- 四 届出年月日  
令和七年二月二十六日
- 五 届出をした者  
大和リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年二月二十七日片草地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄  
（農村基盤整備課）

福島県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年二月二十七日飯崎地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄  
（農村基盤整備課）

福島県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡富岡町大字上郡山字太田九〇五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

相馬市蒲庭字孫目三〇二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名          | 区 間                 | 変更前<br>の変更後<br>の 別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------|---------------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 県道白河<br>停車場線 | 白河市手代町五〇番一<br>地先から  | 変更前                | 二〇・〇〇<br>三三・一〇  | 二四五・〇         |
|              | 同 市向新蔵一〇七番<br>三地先まで | 変更後                | 二〇・〇〇<br>四二・一〇  | 二七七・〇         |

## 福島県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

（道路計画課）

- 一 施行者の名称 西会津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西会津都市計画下水道事業 西会津町特定環境保全公共下水道（野沢処理区）
- 三 事業認可の年月日 平成九年四月十八日
- 四 事業施行期間 （変更前）平成九年四月十八日から平成三十七年三月三十一日まで  
（変更後）平成九年四月十八日から令和十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

（下水道課）

## 公 告

## 公告第五十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和七年二月二十一日付けで通知があった。

令和七年三月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 日時 令和七年三月十三日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療所、医療生協きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたス

テーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションTRRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

**公告第58号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年3月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコン 3,335台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県総務部広報課ほか計355か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月28日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和7年3月7日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年3月17日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年3月17日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年4月18日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日（木）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Laptop Computer 3,335 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 18 April 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 17 April 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)